

## 令和6年度 新宮町学童保育所児童募集要領

新宮町では、就労などの理由により、放課後帰宅しても保護者等が不在である家庭の児童を健全に育成するため、新宮小学校、新宮東小学校、立花小学校及び新宮北小学校の敷地内において学童保育所事業を行っています。学童保育所への入所を希望される方は、次の要領により申し込みください。

なお、学童保育所の運営は、指定管理者が行います。

### 1. 保育期間及び時間について

**【入所期間】令和6年4月1日(月) から 令和7年3月31日(月) まで(1年間)**

※【夏休み期間のみ】新宮町学童保育所では施設を増設し、受け入れを行う予定です。

区分	開所時間	登所時間	延長時間 ※要お迎え
平日 (月曜日～金曜日)	放課後～18:00	放課後	18:00～19:00まで ※利用者がいない場合は18:00 閉所
土曜日	8:00～18:00	8:00～10:00	なし
小学校休業日	8:00～18:00	8:00～10:00	18:00～19:00まで

※土曜保育は、登所の確認のため予約制です。必ず前日18:00までに各学童保育所に連絡してください。

土曜保育の利用者がいない場合は、閉所します。

【閉所日】

- 日曜日、祝日、振替休日、年末年始(令和6年12月29日(日)～令和7年1月3日(金)まで)
- 小学校が始業時から休校となったとき(※台風等の自然災害、インフルエンザ等)
- 町長が必要と認めたとき

### 2. 令和6年度入所申込み手続きについて

【入所申込の受付期間】

令和6年4月1日(月) から入所希望の方は、**令和6年1月11日(木) から1月20日(土) まで(郵送不可)**

平日：17:15～19:00まで

土曜：10:00～12:00、13:00～17:00まで(日曜日を除く/時間外は受付できません)

※上記日以降も随時受け付けますが、入所開始日が異なります。途中入所の場合は、事前にお問い合わせ下さい。

なお、利用申込者が各学童保育所の定員を超えた場合、入所出来ない場合があります。「保護者の就労等の状況」や「家庭状況等」に応じて審査をし、入所決定を行います。(低学年優先・年間を通しての申込の方優先)

※書類がすべてそろってからの受付となります。申出書で就労証明書の代用は出来ません。

【提出先】

各学童保育所(学校敷地内) ※役場・シーオーレ新宮では受付を行っていません。

新宮小学校第一学童保育所/新宮東小学校第二学童保育所/立花小学校学童保育所/新宮北小学校第一学童保育所

### 3. 入所決定について

4月1日(月) から入所の場合は、書類審査の上、決定者には指定管理者より入所決定通知書を発送します。

**(3月2日(土) までに一斉発送を予定しています。)**

希望日から入所が出来ない場合は、指定管理者から保留通知書を発送します。

※保留決定通知が届いた児童は、定員に空きが出た場合、審査基準に則り順番にお電話にて入所案内を致します。

入所案内後1週間以内にご連絡がない場合、キャンセルとみなしますのでご了承ください。

途中入所：定員に空きがある場合は、ご案内可能です。1日、11日、21日が入所開始日となります。

申込書を上記入所開始日の4日前まで(土日祝を除く)にご提出ください。

#### 4. 入所説明会について

新規で入所決定された方に向けて、入所説明会を行います。

日程等は決定通知書に案内文を同封しますので、ご確認ください。

入所決定された方（新規児童）は、入所説明を受けてください。

#### 5. 学童保育所の入所条件と提出書類について

- ・新宮町立小学校に在籍する児童
- ・その他町長が認める児童

※新1年生・転入予定の方については、新宮町立小学校への入学手続きを終えている場合のみ、**4月1日(月)**から入所することができます。

保護者の状況 (申込理由)	必要書類については下記表をご覧ください。
就労	・居宅外で就労している ・居宅内で日常の家事以外の仕事に従事している（ただし、保育のための従業員がいる場合を除く）
求職	求職活動（起業の準備、職業訓練を含む）を継続的に行っている（1ヶ月）
出産	出産前後である（前約2ヶ月、後約2ヶ月）
療養負傷	病気療養中又は負傷中である
障がい	心身に障がいを有している
介護	病気療養中の方・負傷中の方、心身に障がいのある方などを介護している
天災	火災や自然災害等により家屋等が被害を受け、その復旧作業をしている
その他	・虐待等により保育が困難である ・学生（※令和6年4月1日時点） ・未成年者及び満65歳以上の方（※令和6年4月1日時点）

申込理由	証明書類	その他添付書類	注意事項
就労	就労証明書 (様式2)		<b>勤務先から就労証明書を貰って下さい。 (事業所印が必要です。)</b> <b>勤務先を変えられた場合は、再提出をお願いします。 ※申出書での代用は出来ません。</b>
就労 (自営業)	自営申出書 (様式3)	自営業を証明する書類	個人事業届の写しなど自営を証明する書類が必要です。
学生	就学申出書 (様式4)	学生証・在学証明書の写しなど	通学していることがわかる書類を添付して下さい。
求職	申出書 (様式5)		1ヶ月のみの入所となります。就労が決まった場合は、就労証明書をご提出ください。
出産		母子健康手帳の写し	出産予定日の記載箇所のご提出をお願いします。
療養負傷		医師の診断書等	保育者が障がい・療養中または、介護によりご家庭での保育が困難な場合に、申出書および診断書等の添付書類をご提出ください。
介護			
障がい		障害者手帳等の写し	
天災			
その他			該当の場合は、個別にご相談ください。

入所申込児童ごとに次の書類等を提出してください。

- (1) 学童保育所入所申込書（太枠内を記入、裏面もご記入ください。）
  - ・太枠内をご記入ください。裏面も忘れずに記入して下さい。
  - ・裏面の地図が枠内に入りきれない場合は別紙「学童から学童までの地図」に添付をお願いします。
  - ・「学年」は令和6年4月1日時点で記入して下さい。
  - ・「世帯員の状況」は同居している人すべてを記入して下さい。
  - ・個人情報の取扱いについての内容をご確認の上、署名をお願いします。
- (2) 証明書類（就労証明書、自営申出書、就学申出書、申出書等）
  - ・申込理由に応じて、必要書類をご提出ください。
  - ・保護者及び同居している方（除外される方を除く）全員分が必要です。
  - ・用紙が不足する場合はコピーしてください。
- (3) 印鑑（認印可。訂正等で必要となりますのでご持参ください。）

## 6. 利用料金及び保険料について

利 用 料 金	通常保育分（7、8月以外）	月額3,500円
	7月通常保育分	月額4,000円
	8月通常保育分	月額5,500円
	延長保育分	月額3,000円 又は 日額300円
	土曜保育分	月額1,000円 又は 日額400円
傷害等保険料	スポーツ安全保険 年額 800円 （賠償責任保険付、死亡2,000万円、後遺障害3,000万円、 入院4,000円、通院1,500円）	

※保護者が生活保護法の規定による保護を受けているときなどは、利用料が全額免除されますが事前に申請が必要です。（新宮町役場 学校教育課が窓口となります）※年度ごとの申請  
 ※お支払い方法については、別途ご案内させていただきます。

### ●保育料の未納について

※継続申込者で過年度の保育料に未納がある場合、新年度の入所をお断りする場合があります。  
 ※未納が3ヶ月以上となった場合は、退所を命ずることがありますのでご注意ください。  
 中途退所となった場合、お子様が学童に登所されましてもお部屋にはお入りいただけませんのでご注意ください。

## 7. 入所および退所について

入所		退所	
1～10日 入所	月額の全額	1～10日 退所	月額の1/3
11日～20日 入所	月額の2/3	11日～20日退所	月額の2/3
21日～末日 入所	月額の1/3	21日～末日退所	月額の全額

初回入所時のみスポーツ安全保険料として800円ご負担頂きます。

## 8. 各学童保育所について

学童保育所の定員と連絡先

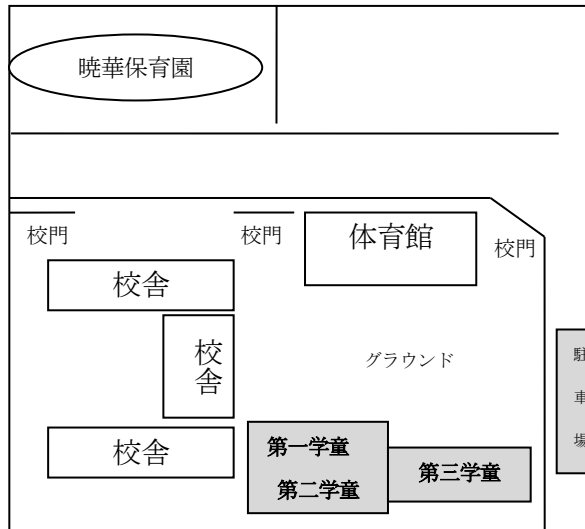
名称	定員 (予定)	電話番号 (092)
新宮小学校 学童保育所	180名	962-4139
新宮東小学校 学童保育所	130名	963-1131
立花小学校 学童保育所	40名	963-0450
新宮北小学校 学童保育所	220名	963-1712

入所決定に関する問い合わせ先

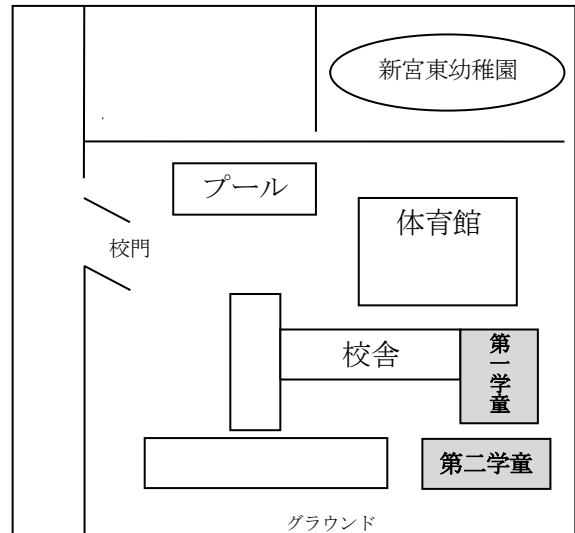
名称	電話番号
新宮町 学校教育課	092-963-1739
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 (指定管理者)	0120-105-687

【各学童保育所の場所】

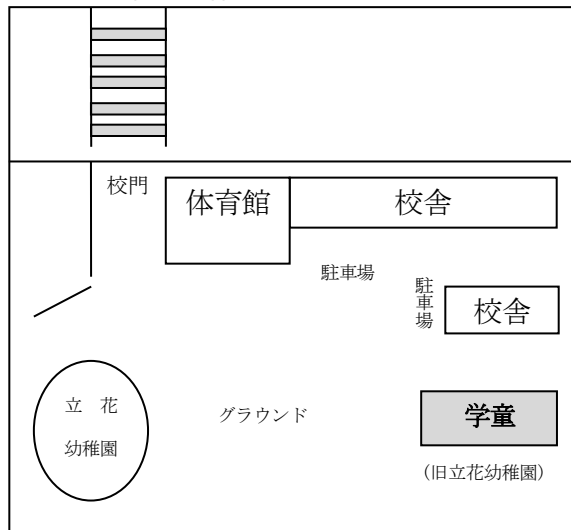
<新宮小学校学童保育所 第1～第3学童>



<新宮東小学校学童保育所 第1・2学童>



<立花小学校学童保育所>



<新宮北小学校学童保育所 第1～第4学童>

